

消 防 予 第 3 8 7 号

平 成 1 3 年 1 1 月 6 日

各都道府県消防主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

「消火器等推奨基準」の策定について

住宅防火対策につきましては、本年4月に新たに策定した「住宅防火基本方針」に基づき、関係機関等との横断的な連携のもと、具体的な施策の推進をお願いしているところです。

この方針の中で、住宅用消火器等の設置促進について、ニーズに対応した新たな推奨基準を策定することとしているところですが、今般、別添のとおり「消火器等推奨基準」を策定しましたので、今後、住宅に住宅用消火器等を設置する場合の住民に対する助言として広報等に活用していただきますよう貴都道府県内の市町村に対しても周知方よろしくお願いいたします。

## 消 火 器 等 推 奨 基 準

### 1 消火器等推奨基準策定の背景

消防法では、火災を早期に発見し、速やかに報知し、初期消火、安全避難を行うことにより、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために、消火器、自動火災報知設備、避難器具等の消防用設備等の設置及び維持の義務を課している。これらは、本来、広くあらゆる建築物について設置を義務づけることが望ましいが、収容人員の多少、出火の場合の人的物的損害の程度、消防用設備等の設置及び維持に要する経済的負担等を考慮して、消防用設備等を設置し、維持する義務のある建築物を一定の建築物に限定しているところである。他方、個人が私生活を営む場である住宅については、その防火責任を当該個人が負うべきものとの考えのもとに、火災発生時の危険性を共有する共同住宅等の一部を除き、消防法令による消防用設備等の設置維持義務を課していない。

しかしながら、住宅火災は建物火災の発生件数の約6割を、住宅火災による死者数は建物火災による死者数の約9割を占めており（火災の発生件数については放火火災を、死者数については放火自殺者等を除く。）住宅の防火安全性能については各個人が着実にその向上を図っていく必要がある。こうした観点から、消防庁としては、優良住宅用防災機器等推奨制度（住宅防火安心マーク制度）の周知、火災の早期発見に寄与する住宅用火災警報器の普及、着衣着火に有効な防災品の使用促進等を行っているところであるが、住宅において、火災の初期消火と拡大防止に寄与する消火器等の設置を図っていくことは極めて重要である。

### 2 消火器等推奨基準策定の考え方

消防庁では、平成3年以降、住宅防火対策に必要な機器等を居住者に的確に提供できるようにするため、住宅にふさわしい「住宅用防災機器等の開発、普及の推進」の調査研究を行っているが、住宅に消火器等を設置するに当たっては、その消火作用と可燃物の燃焼性状を考慮することが必要となり、さらに、主婦、高齢者等を含む使用者の体力状況、及び、台所、居間等の設置場所の状況を十分に踏まえなければならないことから、家庭の主婦を中心とした女性により、「天ぷら油火災」及び「カーテン火災」を想定した消火実験等を行い、持ちやすさ、消火のための操作性、消火のしやすさ、消火の際の安心感、消火の自信、その他消火器に対する意見について、既存の様々な消火器及びエアゾール式簡易消火具を用いながら調査した。

また、本年3月以降、老朽化した消火器の破裂によって人身事故を含む事故が相次いで発生しているが、これらの事故は、長期間保守点検等がなされておらず腐食が激しい加圧式の消火器（消火薬剤を放出するための圧力が消火器内部に常時かかっている方式（蓄圧式）ではなく、使用時のみ

内部の加圧用ポンベから高圧のガスが一気に消火器内部にかかる方式のものをいう。)を、このような状態になった場合の危険性を認識せずに操作したために発生したものである。

これらを踏まえ、住宅火災に適した消火器等を推奨するものとして、3に示す基準を策定した。

この消火器等推奨基準は、住宅火災に適した消火器等を示したものであり、地方自治体によっては、地震時の出火の備えとして消火器等を住宅に配備し、初期消火に努めることとしているところもあることに考慮する必要がある。

なお、加圧式の通常の消火器を住宅に設置する場合には、保守点検等の維持管理を励行することが危険防止の観点から必要である。

### 3 消火器等推奨基準

防火対象物や住宅に広く設置されている通常の消火器（赤色で塗色されているもの）は、定期的な点検や整備などの日頃から適切な維持管理が必要なものである。

また、消火器が適切に維持管理されていない場合には、消火器の能力を発揮できないことがあるだけでなく、加圧式の消火器が著しく腐食した場合には、消火器を使用した際、破裂することもある。

したがって、住宅に消火器等を設置するに当たっては、維持管理が比較的容易な住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具とすることがより望ましい。

さらに、これら消火器等を住宅内に設置する場合には、生活空間によって想定される火災特性が異なり、また、消火器等を使用する者の体力状況が異なることから、これらに応じた消火器等を選択することが適切である。この場合においては、次の基準によることが望ましい。（表参照）

#### （1）台所

台所においては、発生が想定される主な火災は、天ぷら油火災であることから、天ぷら油火災を消火する効果、天ぷら油火災の場合には小區画内での消火薬剤放出による視界への影響による弊害等を考慮に入れると強化液、水（浸潤剤入り）又は機械泡（以下「液体系」という。）を消火薬剤とする住宅用消火器又はエアゾール式簡易消火具を設置することが望ましい。

#### （2）居間、寝室、書斎、子供部屋等

居間、寝室、書斎、子供部屋等（以下「居間等」という。）のいずれか一つの用途が存する階においては、通常の体力のある者が居住する場合には、住宅用消火器を設置することが望ましく、比較的体力のない高齢者等が居住する住宅の場合では、エアゾール式簡易消火具を設置することが望ましい。

表

用途	台 所	居 間 等
居住者の区分 通常の体力のある者のみが 居住する住宅の場合	住宅用消火器 (液体系)	住宅用消火器
比較的体力のない高齢者等 と通常の体力のある者が共 に居住する住宅の場合	エアゾール式簡易消火具 (液体系) 通常の体力のある者が使用 する住宅用消火器(液体系) も併せて設置することが望ま しい。	エアゾール式簡易消火具 通常の体力のある者が使用 する住宅用消火器も併せて設 置することが望ましい。
比較的体力のない高齢者等 のみが居住する住宅の場合	エアゾール式簡易消火具 (液体系)	エアゾール式簡易消火具

居間等においてエアゾール式簡易消火具を設置する場合には、くずかご、カーテン及びクッション火災に有効に消火でき、かつ、電気火災に適應できるものとする。

なお、石油ストーブを使用する場合には、ストーブ火災を有効に消火できるものとする。

粉末消火剤を放射する住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具にあつては、放射による視認性の低下を考慮する必要がある。